平成２２年（フ）第３４２１号
横浜市鶴見区下末吉３―12―43、住民票上の住所横浜市鶴見区向井町３丁目76番地１　メゾン・ド・メルベーユ202号室
債務者　松田千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４５号
横浜市港南区笹下６丁目９番３―201号
債務者　寺崎八重子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１３号
横浜市中区寿町３―10―３　朝日荘606号室、住民票上の住所川崎市宮前区土橋３丁目５番地15　サニー鷺沼Ｂ―７
債務者　村上　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１９号
神奈川県藤沢市石川５丁目６番地の22
債務者　植竹　丈二
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２０号
神奈川県藤沢市石川５丁目６番地の22
債務者　植竹　規子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２９号
横浜市中区寿町３丁目９番地12　平成館326号室
債務者　早川　栄稔
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３７号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地34棟506号
債務者　阿部　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４０号
横浜市戸塚区南舞岡４丁目47番21号
債務者　金子　直美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４７号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷370番地１
債務者　佐藤　幸久
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５０号
横浜市青葉区あざみ野１丁目４番地19　コーポシャルドン205
債務者　藪内　謙次
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５１号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目１番27―101号
債務者　小林　美佳
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６３号
横浜市保土ケ谷区新井町192番地35　野村マンション105号
債務者　二瓶　武志
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９０号
横浜市鶴見区平安町２丁目12番地７
債務者　上地　武人
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７号
静岡県富士市岩本581番地の31　市営住宅岩本山団地南棟304号、前住所静岡県富士市三ツ沢623番地の23
債務者　福留　博美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９９号
静岡県富士市天間1793番地の２　雇用促進住宅１―502号、前住所静岡県富士市宮島298番地の18
債務者　伊藤　昇司
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前10時　静岡地方裁判所富士支部